

ほろにか

平成30年11月15日
全国卸売酒販組合中央会

「働き方改革と消費税とお酒の業界」

南九州支部長 池田 正三郎

平成30年1月～7月の酒類課税出荷数量が発表されておりました。前年比清酒94.3%、ビール94.6%、発泡酒91.7%、スピリッツ114.6%、リキュール104.9%、合計98.7%。暑い夏でありましたがビールが苦戦の今年の上半期。TVのニュースは毎日、消費税と外国人労働者の受け入れ、働き方改革についてである。今年、労基法改正の中で、2019年4月から経営者は労働者に対し、最低5日の有給休暇を取らせないと労基違反で6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられる事になりました。また人手不足から外国人労働者の受け入れについては、お互いの「文化、風習の違い」「言葉」「常識が通じない」等、雇用手続き以外に課題山積である。我々事業者側もこの際思い切って事業改革に取り組んでみてはどうだろうか。業種業態問わず24時間営業等の見直しを始め、事業所サイドの営業時間の圧縮を図る。必然的に労働力、物流等すべて事業経費削減されることで人手不足も解消、ただ、生産性を落とさないことが条件となるが、政府が進める「働き方改革」、うまく取り組んで私共酒類業界も上向きに持っていくことができればと思う昨今である。

また、来年10月からの消費税率引き上げ、2012年当時、民主党、自民党、公明党の三党合意で成立した「社会保障と税の一体改革」関連法に基づき、2014年4月に5%から8%に引き上げると定められた。政権交替後、安倍政権は予定通り8%に引き上げたが、10%は2度先送り、三党合意事項の8%引き上げ時点の公約であった、国会議員の削減も実施されていない。本来財政収支改善の為導入された消費税が社会保障関係、教育分野へほとんど廻ることで、PB（プライマリーバランス）の更なる悪化になるのではないか心配であ

る。消費税、費やして消える税では夢がない。もっといい名前はないでしょうか！また酒税に消費税がかぶさるW課税等、税体系の見直しもぜひお願いしたいものである。また、今回検討されている「消費税還元セール」「商品券」「キャッシュレス」等、本末転倒に思えてならない！！